

令和 7 年 1 月

# 宇都宮市移動支援事業 ガイドライン

宇都宮市障がい福祉課

## 目次

### 【移動介護】

1	目的・内容	4
2	対象者	4
3	実施方法・内容	6
4	対象となる外出の範囲	7
5	外出目的として認められないもの	8
6	二人体制による介護	10
7	身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断基準	10
8	利用者負担等	11
9	単価表等	11

### 【通学通所支援】

1	目的・内容	12
2	対象者及び対象要件	12
3	実施方法	13
4	内容	14
5	利用者負担等	15
6	報酬単価	15

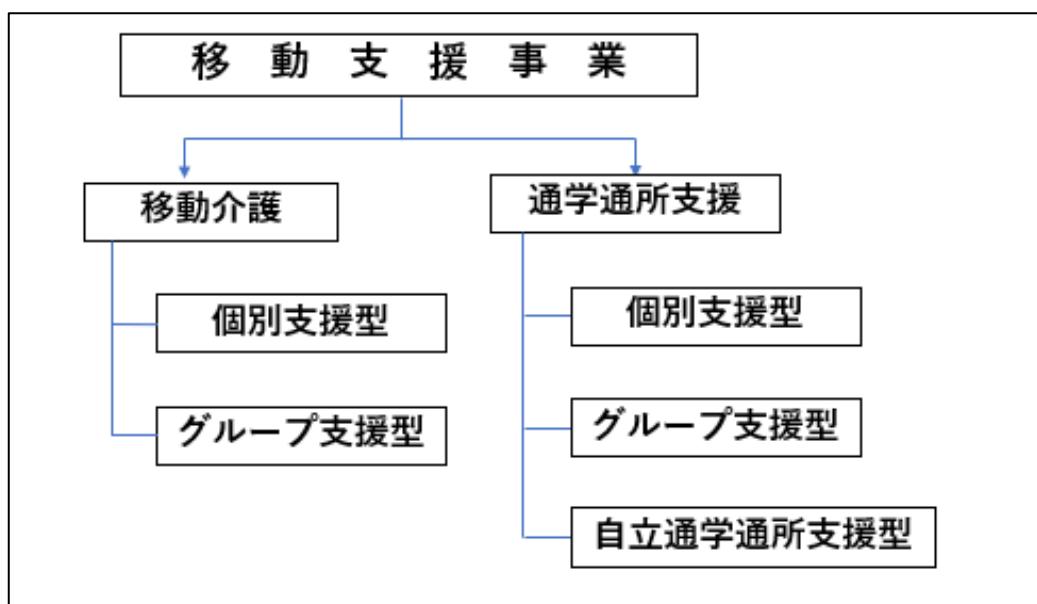
### 【その他】

移動支援事業Q & A	16
相談支援事業所向け留意事項	20

## 【移動支援事業（宇都宮市地域生活支援事業）について】

移動支援事業は、障害者総合支援法に位置づけられる地域生活支援事業のうちの一つであり、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児について、ヘルパーが付き添い、移動中や目的地において、移動や排せつ、食事、危険を回避するための支援を行うことにより、地域生活における自立生活及び社会参加を促すことを目的としたサービスです。

宇都宮市移動支援事業については「移動介護」と「通学通所支援」の2種類があります。



## 【サービスの利用にかかる手続き】

サービスを利用するにあたっては、各サービスについて支給決定を受ける必要があります。市では利用希望者から申請を受けた後、その必要性を勘案して支給決定を行い、利用者に決定通知書を発行します。

決定通知書が発行された後、本市と委託契約を締結している事業者と契約を行っていただき、サービスの利用開始となります。

移動支援の利用申請等に関する相談は、宇都宮市障がい福祉課相談支援グループまでお問い合わせください。

(宇都宮市障がい福祉課 相談支援グループ)

TEL：028-632-2366

## 移動介護

### 1 目的・内容

障がいのために単独での外出の際に支援が必要な者（児）に対して、移動支援事業を提供します。

具体的には、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に必要となる移動の介護又は付き添いであって、原則として1日の範囲内で用務を終えるものを対象としています。ただし、障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護等）の利用が優先されます。

### 2 対象者

移動支援事業の対象者は、原則として、宇都宮市内に居住地を有する者で、外出等に支援が必要と市長が認めた者

障がい種別	対象要件
身体障がい者（児） (難病患者等を含む)	<p>次のいずれかに該当し、「社会生活上必要不可欠な外出<sup>※1</sup>」及び「社会参加のための外出<sup>※2</sup>」の支援が必要と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 全身性障がい 身体障がい者手帳の交付を受けていて、肢体不自由の程度が身体障がい者手帳1級に該当し、四肢のうち両下肢を含む三肢以上、またはそれと同等の障がいがある者</li><li>○ 視覚障がい 身体障がい者手帳の交付を受けていて、身体障がい者手帳1・2級の該当者</li></ul>
知的障がい者（児）	<p>次に該当し、「社会生活上必要不可欠な外出<sup>※1</sup>」及び「社会参加のための外出<sup>※2</sup>」の支援が必要と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 療育手帳の交付を受けている知的障がい者又は、療育手帳を有しないが、知的障がいの診断を受けた者</li></ul>
精神障がい者（児）	<p>次に該当し、「社会生活上必要不可欠な外出<sup>※1</sup>」及び「社会参加のための外出<sup>※2</sup>」の支援が必要と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者 又は、精神障がいを事由とする年金（国民年金、厚生年金）受給者や自立支援医療（精神通院医療）受給者、主治医の診断書のある人</li></ul>

### 《留意点》

- ※1 「社会生活上必要不可欠な外出」とは、市役所等公共機関での手続き、生活必需品（食材料の購入を除く）の購入等の外出  
【ただし、通勤及び通所施設や小規模作業所、保育園、学校等への送迎、  
営業活動等に係る外出を除く。】】
- ※2 「社会参加のための外出」とは、福祉大会等への参加等、スポーツ・文化施設・公園などへの外出  
【ただし、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除く。】】】

### ○障がい児の対象要件

	未就学児	小学生	中学生	高校生
対象可否	△	△	○	○

- ※ 未就学児・小学生については、保護者の同伴を条件に、障がい児の余暇活動等を目的とした利用について、移動介護の利用を認めます。

### 《保護者が付き添うものの、介護者が必要な場合の例》

- ・ 保護者が障がいのある児童1名、障がいのない児童1名を連れて外出する際に、障がいのある児童の介護を十分にできないことから、介護補助してもらう場合
- ・ 保護者が障がいのある児童1名と外出する際に、その児童が多動性・衝動性や他害行為等があり、保護者一人での付き添いが困難である場合

### 3 実施方法・内容

移動支援のサービス提供形態については、以下のとおりです。

#### (1) 個別支援型

1名の利用者に対して、1名のヘルパーがマンツーマンで支援を行うもの

#### (2) グループ支援型

複数名の利用者に対して、1名のヘルパーが複数名（最大3名）の利用者に支援を行うもの

- 支援の内容は、「社会生活上必要不可欠な外出」又は「余暇活動等社会参加のための外出」を行う際の、移動中及び目的地における身体介護・安全確保等です。
- 移動支援事業は原則として、1日の範囲内で用務を終えることが可能なものに限ります。また、『居宅⇒目的地⇒居宅』の一連の行為が移動支援事業の対象となりますが、一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道または目的地のみの支援であっても、移動支援事業の対象となります。
- 移動の方法としては、原則として徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用するのですが、やむを得ず車を利用する場合で、介護者が車を運転している場合は、障がい者（児）を介護することができないので、その間は移動支援事業として認められません。

要介護者等の輸送については、道路運送法上の登録・許可が必要です。具体的には、道路運送法に基づく福祉有償運送や一般乗用旅客自動車運送事業がこれに該当します。

## 4 対象となる外出の範囲

### (1) 社会生活上必要不可欠な外出

#### ① 官公署や金融機関における諸手続き

障がい福祉サービスで対応できない場合の官公署での諸手続き、金融機関における諸手続きに係るもの

#### ② 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの

学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続き、会社への就職説明会等

#### ③ 個人の嗜好による買物等

買物（衣類・雑貨・本・CD等）、各種団体の行事や会合等

※ 買物について、日常生活に必要不可欠なものをヘルパーに購入してきてもらうことは、障がい福祉サービス（家事援助）の対象となります。

#### ④ 地域生活に欠かせないと判断できるもの

地域の自治会、婦人会、子ども会への参加等

#### ⑤ 社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

冠婚葬祭への出席、お見舞い等

### (2) 余暇活動等社会参加のための外出

#### ① 自己啓発や教養を高めるもの

講演会、博覧会や文化教養講座等の趣味的な要素のものを含め、自分自身の教養を高め、見聞を広げることを目的とした外出

#### ② 体力増強や健康増進を図るもの

トレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することで健康の維持を図るなど、身体を動かすこと目的とした外出

#### ③ 生活の内容・質の充実・向上を高めるもの

レクレーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等

※ 通年かつ長期に渡るものは対象外となります。

## 5 外出目的として認められないもの

### (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

会社通勤や訪問販売等のセールス活動、謝礼を伴う講演会の講師などの経済活動に係る外出

### (2) 通年かつ長期にわたる外出

通年とは、1年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合をいいます。長期とは、一定期間以上継続する場合をいい、一定期間とは、概ね1か月を超える期間をいいます。以下に該当するものについては、原則として移動支援事業の対象として認められません。

① 学校（保育所、幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校、大学）への通学・通園または障がい者（児）入所・通所施設等への通所  
※『通学通所支援』の対象要件を満たすものを除きます。

② 学校に準ずるものとして、各種専門学校・職業訓練校、その他として、週単位・月単位で利用日が定められて利用を行うもので、終了が長期にわたるもの、または終了見込が明確でないもの

③ 医療機関及びこれに準じるものへの通院に係るもの（基本的に障がい福祉サービス（通院等介助）で対応）

④ グループホームから施設・会社等への送迎

※ グループホームは、自宅同様の日常生活であり、日常生活の場から施設や会社等へ通うことは通年かつ長期的な外出となり、移動支援事業の対象となりません。

### (3) 社会通念上、適当ではない外出

#### ① 宗教活動

布教活動や勧誘等の活動は移動支援事業の対象となりません。ただし、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加や一般的に行われる宗教行事（初詣・お宮参り・法事・クリスマスイベント等）として、共通の認識で行われるものは認められます。

② 政治活動

基本的には認められません。ただし、投票の参考にするために演説を聞きに行くことや、投票所への送迎は認められます。なお、児童の場合は移動支援事業の対象となりません。

③ 賭博性の高い又は可能性を秘めた遊技（換金等を行うもの等）を目的とする場所

違法性があるもの及び違法性はないものの換金等が行われ、金銭收受が生まれると予測されるもの（パチンコ屋、競馬・競輪等の公営ギャンブル場等）については、移動支援事業の対象となりません。

④ 風俗営業等を行う店舗

風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する店舗またはこれに準ずるもの（接待飲食等営業を行う店舗、麻雀荘、ゲームセンター、風俗店等）への外出については、移動支援事業の対象となりません。

⑤ 公序良俗に反することを目的とするもの

⑥ その他

上記のほか、社会通念上適当でないと判断される場所への移動は対象外となります。

## 6 二人体制による介護

移動支援事業は原則として、障がい者（児）と介護者がマンツーマンで行うものですが、障がい者（児）の身体状況や行動障がい等を勘案し、一人の介護者で支援することが困難である場合は、二人の介護者による支援が可能です。

二人の介護者（二人体制）による支援の要件は、二人の介護者により移動支援を行うことについて、利用者または保護者の同意を得ている場合であって、下記のいずれかに該当する場合とします。（二人体制の支給決定については、市が聞き取り調査等を実施し、個別に判断します。）

- ・ 障がい者（児）の身体的理由により、一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があり、一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ・ その他、障がい者等の状況から判断して、二人体制による介護が必要と認められる場合

例として、

- ・利用者の体が大きく、排せつ介助に単独での介護が困難
- ・利用者の多動や衝動性が著しく、一人では制御できない
- ・利用者に他害行為があり、一人では制御できない等

## 7 身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断基準

「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の決定については、市が聞き取り調査を実施し、個別に判断します。

### （1）身体介護を伴う場合（区分A）

移動支援事業を提供する時間内に、移動・移乗・食事行為または排泄行為に介護者の身体接触を伴う支援を必要とする場合

### （2）身体介護を伴わない場合（区分B）

移動支援事業を提供する時間内に、移動・移乗・食事行為または排泄行為に介護者の身体接触を伴う支援を必要としない場合

※自力での歩行等が可能だが、見守りが必要な場合、身体介護を伴わないとみなします。

## 8 利用者負担等

### 【利用者負担金及び負担上限月額】

区分	世帯の収入状況	利用者負担金	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯		
一般 1	市町村民税課税世帯(市民税所得割 28万未満)の障がい児	基準単価の 1 割	4, 600 円
	市町村民税課税世帯(市民税所得割 16万未満)		9, 300 円
一般 2	市町村民税課税世帯(上記、一般 1 以外)		37, 200 円

## 9 単価表等

### ○個別支援型【基本単価及び利用者負担額表（昼間時間帯）】

	基本単価	利用者負担額	基本単価	利用者負担額
時間数	区分 A (身体介護を伴う)			区分 B (身体介護を伴わない)
～30分	2, 300	230	800	80
～1時間	4, 000	400	1, 500	150
～1時間30分	5, 800	580	2, 250	225
～2時間	6, 550	655	2, 950	295
～2時間30分	7, 300	730	3, 650	365
～3時間	8, 050	805	4, 350	435
以後30分毎に	700	70	700	70

### ○グループ支援型【基本単価及び利用者負担額表（昼間時間帯）】

	基本単価	利用者負担額	基本単価	利用者負担額
時間数	区分 A (身体介護を伴う)			区分 B (身体介護を伴わない)
～30分	1, 610	161	560	56
～1時間	2, 800	280	1, 050	105
～1時間30分	4, 060	406	1, 580	158
～2時間	4, 590	459	2, 070	207
～2時間30分	5, 110	511	2, 560	256
～3時間	5, 640	564	3, 050	305
以後30分毎に	490	49	490	49

◎上記のほか、夜間・早朝加算（18:00～22:00・6:00～8:00 は 100 分の 25）、深夜加算（22:00～6:00 は 100 分の 50）を設けています。

# 通学通所支援

## 1 目的・内容

重度の障がいや介護者の事由により一時的または長期的に単独での通学や通所が困難となる障がい者（児）に対し、移動中の介護や安全確保などの支援を行う、通学通所支援を提供します。

## 2 対象者及び対象要件

### （1）対象者

移動介護の対象者（P.4 参照）と同様

ただし、障がい児の対象要件は下記のとおりとする。

	未就学児	小学生	中学生	高校生
対象可否	○	○	○	○

※ なお、下記の「（2）対象要件⑤」につき、保護者の同伴を条件に認めます。（保育園、幼稚園への利用も可とする。）

### （2）対象要件

次の①から⑧までのいずれかに該当することが要因で、移動中の介護ができない場合における、自宅から通学バス又は通所バスの停留所（通学又は通所バスを利用することができない状況である場合にあっては、通学先又は通所先）までの利用に限る。ただし、下記⑦の対象要件については、対象要件に該当する以前の交通方法で支援を行っても差し支えない。

- ① 主たる介護者が長期にわたり入院、若しくは通院を要する場合又は慢性疾患である場合
- ② 主たる介護者が高齢のために本人の移動中の介護をすることができない場合
- ③ 本人以外の家族の通学又は通所の時間と重複するため、主たる介護者が本人の移動中の介護をすることができない場合
- ④ 主たる介護者が本人以外の家族の介護等を優先せざるを得ない場合
- ⑤ 本人に強度の行動障がいや医療的ケアがあり、主たる介護者1人では移動中の介護をすることができない場合
- ⑥ ひとり親家庭等の世帯で主たる介護者が生計維持のために就労しており、本人の移動中の介護をすることができない場合
- ⑦ 【例外的・限定的に認める要件】主たる介護者が急なけがや入院等の理由により、緊急で本人の移動中の介護が（※一定期間）できない場合  
※概ね3か月間程度
- ⑧ その他市長が認める場合

### 3 実施方法

通学通所支援のサービス提供形態については、以下のとおりです。

#### (1) 個別支援型

1名の利用者に対して、1名のヘルパーがマンツーマンで支援を行うもの

#### (2) グループ支援型

複数名の利用者に対して、1名のヘルパーが複数名（最大3名）の利用者に支援を行うもの

#### (3) 自立通学通所支援型

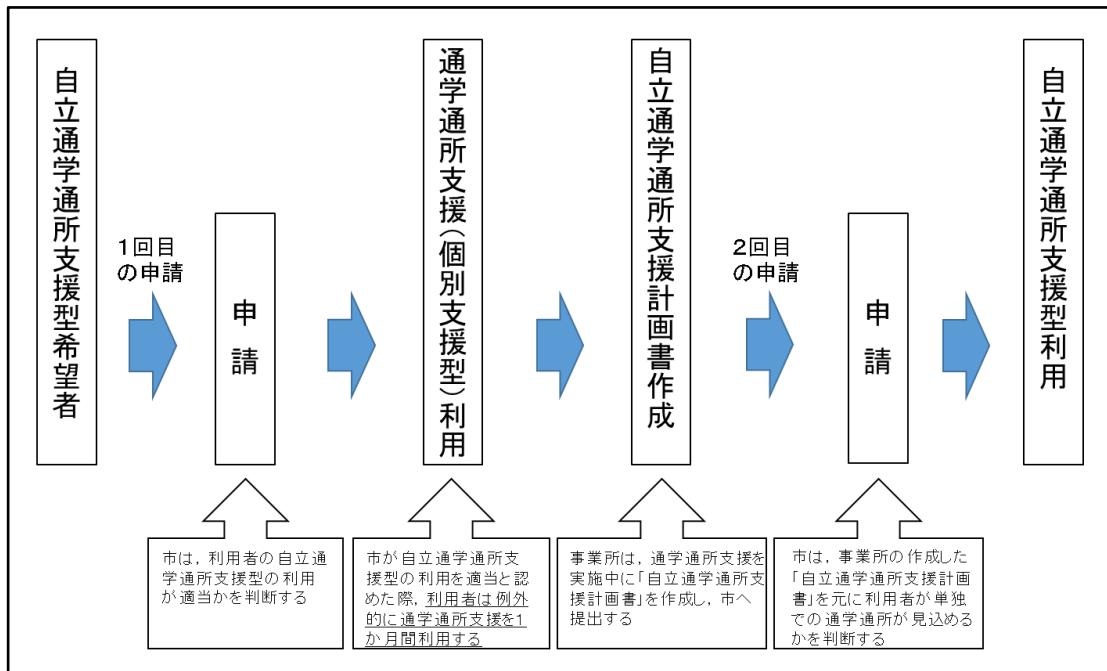
軽度の知的障がい等により、一定期間（6か月以内）、集中的な働きかけによって自力での通学通所が見込める者に対して、1名のヘルパーがマンツーマンで支援を行うもの

##### ① 対象者

自立通学通所支援型の利用を希望し、利用後6か月以内に自力での通学通所が見込めるもの

##### ② 利用までの流れ

自立通学通所支援型の利用までの流れは、以下のとおりです。



※「自立通学通所支援型」の利用期間は6か月間とし、概ね3か月ごとに検証を実施します。

#### 4 内容（対象となる通学通所の範囲）

通学通所支援の支給対象として認められる利用範囲については、以下のとおりです。

##### （1）通学

特別支援学校、普通学校の特別支援学級（登校・下校）

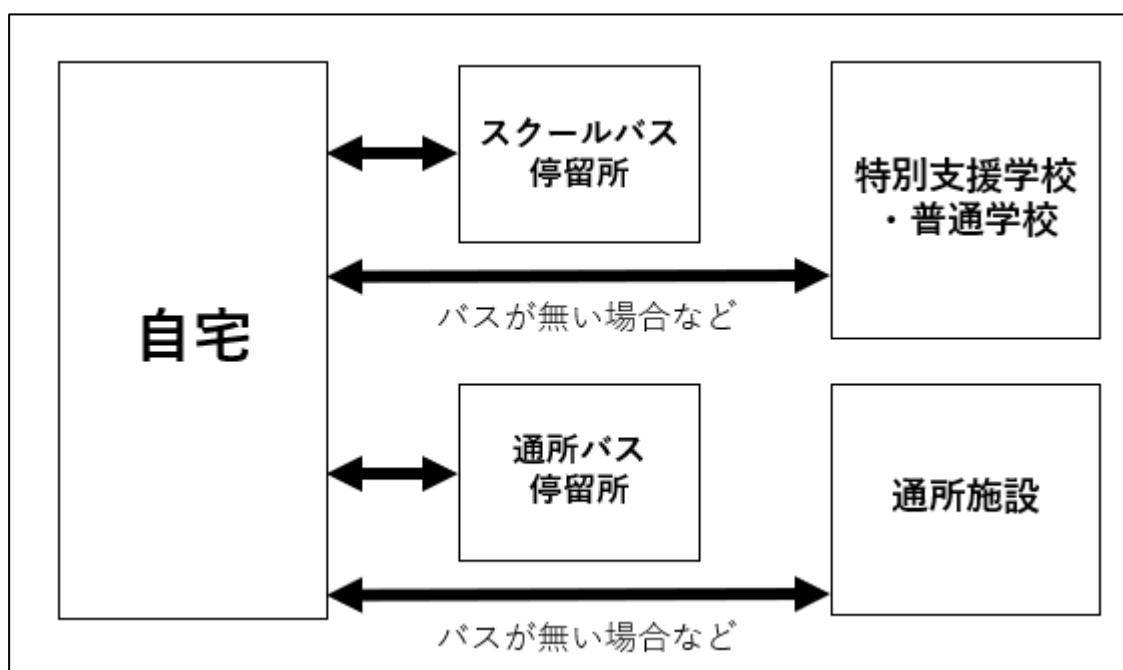
※原則として市内に限ります。また、スクールバスが運行されている場合スクールバス停留所までの利用に限ります。

##### （2）通所

・障がい福祉サービス等（生活介護など）事業所への通所

・障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）事業所への通所

※原則として市内に限ります。また、通所バスが運行されている場合は通所バス停留所までです。



## 5 利用者負担等

移動介護の利用者負担等（P. 10 参照）と同様

## 6 報酬単価

【基本単価及び利用者負担額表（個別支援型、グループ支援型）】

	基本単価	利用者負担額	基本単価	利用者負担額
時間数	個別支援型			グループ支援型
～30分	1, 550	155	1, 090	109
～1時間	2, 750	275	1, 930	193
～1時間30分	4, 050	405	2, 840	284

【基本単価及び利用者負担額表（自立通学通所支援型）】

	基本単価	利用者負担額
時間数	自立通学通所支援型	
～30分	2, 050	205
～1時間	3, 750	375
～1時間30分	5, 550	555

## 【移動支援事業Q & A】

Q 1 : 移動支援事業を初めて利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A : 移動支援事業の利用には支給決定のための申請が必要です。それまでに障がい福祉サービス等の利用がない場合には、あわせて認定調査を受けていただけますので、利用希望の際は障がい福祉課相談支援グループまでご相談ください。

Q 2 : 移動介護の区分 A・B はどのように決まりますか。

A : 移動時の身体介護の必要性について、聞き取りの結果をもとに市が判断し、決定します。

Q 3 : 通勤のために移動支援事業は認められますか。

A : 通勤での利用は認められません。

Q 4 : 施設入所者が移動支援事業を利用することはできますか。

A : 原則として認めおりません。

Q 5 : 学校や施設の行事（遠足や社会見学等）に参加する際に、移動支援事業を利用することはできますか。

A : 学校や施設の行事は、学校教育や施設運営の一環であり、利用者の発意によるものではないため、移動支援事業の利用は認められません。

Q 6 : 家族会または保護者会やPTAが主催する行事に移動支援事業を利用できますか。

A : 学校や施設が行う行事とは別のものであり、社会参加の一環として認められます。ただし、参加する行事に保護者の付き添いが必須である場合に、移動支援事業の介護者を保護者の代わりとすることは認められません。

Q 7 : 事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクレーション活動の参加に移動支援事業を利用することはできますか。

A : 事業者（事業者を運営する法人を含む）が主催する活動は、利益誘導につながり、営利目的と判断されるため、移動支援事業の利用は認められません。

Q 8 : 学校や通所施設から通学通所支援で自宅まで帰る途中に、買い物などに行くことは認められますか。

A : 通学通所支援は『居宅⇒目的地⇒居宅』を原則としていることから、学校から自宅へ帰宅せず、他の目的地に外出する利用については認められません。一度自宅に戻ってから、改めて移動介護として利用してください。一連の外出の中で通学通所支援の内容と移動介護の内容をあわせて利用することはできません。

Q 9 : 無償の法人（法人格を有し営利・非営利を問わない）役員であるが、事務所に行くために移動支援事業を利用できますか。

A : 無償であっても会社勤務であることに変わりはなく、会社・団体等は社会活動や経済活動を行っており、また、通年かつ長期にわたることになるため移動支援事業の利用は認められません。

Q 10 : ゲームセンターに行く場合は移動支援事業を利用できますか。

A : ゲームセンターについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する施設であるため利用できません。また、ショッピングセンターに併設されている場合であっても、上記法律に規定する施設に準ずるものとして、移動支援事業の利用は認められません。

Q 11 : プール施設や大衆浴場へ行くことは移動支援事業で認められますか。

A : 移動支援事業の利用は認められます。ただし、移動支援事業の算定の仕方については支援内容によって異なります。プール施設までの移動、トイレへの付き添い、身体を拭く、着替えの介助等、プールから居宅までの一連の行為として行う場合は、移動支援事業の算定になります。遊泳介助は移動支援事業者の業務範囲ではないことから、請求の対象とはなりません。大衆浴場も同様の取扱いとなります。また、入場料等は利用者の負担となります。

Q 12 : 定期的に開催されている障がい者を対象とした活動に参加したいのですが、移動支援事業を利用できますか。

A : 原則、一定期間以上継続した利用が見込まれる通年かつ長期にわたる外出については、移動支援事業の対象として認められていませんが、障がい者相互が交流を深めるとともに、全国大会等に向け、自身の技能を高める活動（スペシャルオリンピックスなど）に限り、移動支援事業の利用が認められます。

Q 1 3 : 休日や放課後等に家族の代わりに幼児・学齢児を公園や買い物に連れて行ってもらうことは可能ですか。

A : 余暇活動を目的とした移動支援の利用は可能ですが、小学生以下の場合は保護者の同伴が必須になります。

Q 1 4 : 一回の移動支援事業で複数の目的地へ行くことは可能ですか。

A : 複数の目的地へ行くことに対する制限はありません。

ただし、一連の外出の中で、1か所でも移動支援事業の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援事業全体が算定の対象となりません。

Q 1 5 : 家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うことになりますが、目的地のみの支援についても移動支援事業の利用は可能ですか。

A : 自宅発着が基本ですが、目的地が移動支援事業の対象となる場所であれば、目的地のみの支援であっても移動支援事業の利用は認められます。ただし、現地でレスパイト目的の「預かり行為」と考えられる場合の利用は認められません。

Q 1 6 : 定期的な通院で移動支援を利用することは可能ですか。

A : 定期的な通院に係る支援は障がい福祉サービス（通院等介助）で対応するため、利用は認められません。

Q 1 7 : 移動支援を行うために利用者の自宅を訪問するまでの時間は、支援時間の算定の対象になりますか。

A : 算定対象なりません。

Q 1 8 : 家族の送迎、家族が運転する車で、利用者と介護者を乗せて外出先へ行ってもよいでしょうか。

A : 移動支援事業の利用が認められます。ただし、事業者が運転する場合は運転中に支援が行える状態ではないため、運転中の時間は移動支援事業として認められません。（これは、一般乗用旅客自動車運送事業または福祉有償運送に該当します。）

Q 1 9 : 移動支援事業所で従事している介護者が、同居家族に対して移動支援事業の支援を行うことができますか。

A : 移動支援事業所で従事している介護者は、同居・別居にかかわらず、移動支援事業で家族に支援を行うことは認められません。

Q 2 0 : 介護者が運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援事業の算定対象となりますか。

A : 介護者自らが運転する場合、運転中は支援が行える状態ではないため、運転中の時間を除いて移動支援事業を算定することになります。

ただし、費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業または福祉有償運送等）が必要になります。これらの許可を受ければ実施した場合は、移動支援事業の算定対象となります。

Q 2 1 : 利用者に対してキャンセル料を請求することができますか。

A : 利用者からのキャンセルがあった場合、市への請求はできません。ただし、利用者との間で、キャンセル料の取決めをしたうえで契約をした場合、一定のキャンセル料を利用者に請求することは可能です。ただし、両者の間で取決めをしておくことが必要となります。

Q 2 2 : 外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなってしまった場合、移動支援事業の算定はできますか。

A : 外出のための着替え、準備、排泄等の介護をしていた時間については、算定の対象となります。それ以降の実質介護をしていない時間については、移動支援事業の算定の対象となりません。

Q 2 3 : グループ支援型の支援を行う場合、同時に何名までの支援が可能ですか。

A : 利用者の障がいの特性にもよりますが、支援を行ううえでの安全性を考慮し、1名のヘルパーに対し、最大3名までの支援が認められます。

Q 2 4 : それぞれの利用者の出発地が異なる場合でも、グループ支援を行うことは可能ですか。

A : 原則、同一の出発地からの利用が望ましいですが、自宅から同一出発地までの移動が困難な場合については、利用が認められます。ただし、同一の出発地から利用できず、利用者ごとに支援の開始時間が異なる場合においても、一連の外出は全てグループ支援型の報酬単価で算定してください。なお、支援が開始される順番については、利用者負担額にも影響を及ぼす可能性があるため、事前に事業所と利用者で調整をお願いします。

**【相談支援事業所向け留意事項】**

移動支援事業を利用する際のサービス等利用計画等提出の必要性について

→ 利用申請時にはサービス等利用計画の提出は不要ですが、必ずサービス等利用計画に記載してください。（障がい福祉サービスの更新等の際に、市あわせて確認します。）